

○深川市地域おこし協力隊設置要綱

平成25年5月13日

訓令第25号

(目的及び設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本市において、担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域の活力維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号)に基づき深川市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域おこしの提案と実践
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 地域活動への参加と活動支援
- (4) その他市長が必要と認める活動

2 隊員は、その活動状況について市長に活動報告書を提出するものとする。

(公募)

第3条 隊員は、3大都市圏、政令指定都市又は都市地域(条件不利地域を除く。)から深川市に住民票を移すことが可能である者を公募する。

(委嘱)

第4条 隊員は、応募のあった中から、地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる者を市長が委嘱する。

(身分及び勤務条件等)

第5条 隊員の身分及び勤務条件等は、隊員の活動の内容によって、次の各号いずれかの規定に基づくものとする。

- (1) 身分は、深川市臨時的任用職員取扱規則(平成7年深川市規則第5号。以下「臨時職員規則」という。)に規定する臨時的任用職員とし、勤務条件等は、臨時職員規則の規定を適用する。
- (2) 身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とし、勤務条件等は、深川市非常勤職員取扱規則(平成2年深川市規則第7号。以下「非常勤職員規則」という。)の規定を適用する。

(平28訓令10・全改)

(任期)

第6条 隊員の委嘱期間は1年以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 委嘱期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

3 市長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱を取り消すことができるものとする。

(賃金又は報酬)

第7条 隊員には、次に定める賃金又は報酬を支給する。

(1) 第5条第1号の隊員の臨時職員規則第7条第1項に定める賃金の額は、別表のとおりとする。

(2) 第5条第2号の隊員の非常勤職員規則第9条第1号に定める報酬の額は、非常勤職員規則別表第1のとおりとする。

(平28訓令10・全改)

(住宅の貸与)

第8条 市長は、必要に応じ、隊員に住宅を貸与することができる。

2 住宅を貸与することができる隊員の区分は、別表のとおりとする。

3 貸与する住宅は、市が借り上げ、隊員に使用させる。

4 貸与する住宅に係る賃貸料、敷金、共通経費及び保険料は、市が負担する。

5 電気、ガス、水道、電話、衛生その他居住に要する設備等の維持経費は、隊員が負担する。

6 住宅が破損したときは、天災、時の経過その他隊員の責めに帰することのできない場合を除き、修復等に要する費用は、隊員が負担する。

(平27訓令2・追加)

(活動車の貸与)

第9条 市長は、協力隊の公務上の活動(通勤を含む。)に必要な車両(以下「活動車」という。)を隊員に貸与することができる。

2 活動車を貸与することができる隊員の区分は、別表のとおりとする。

3 活動車は、市が借り上げ、隊員に使用させる。

(平27訓令2・追加、平28訓令10・一部改正)

(活動車の管理)

第10条 活動車の管理者は、活動車を所轄する所属長(課及び課に相当する組織の長)とする。

2 活動車に係る消耗品費、修繕料等は、市が負担する。

3 活動車に係る燃料費は、市が負担する。ただし、燃料の上限量を1月当たり40リットルとし、それを超える部分は隊員の本人負担とする。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、1月当たり40リットルを超えて

市が燃料費を負担することができる。

5 隊員は、活動車の運行状況を運行日誌により報告するものとする。

6 活動車の使用基準については、深川市車両管理規則(平成7年深川市規則第38号)第11条の規定を準用する。

(平27訓令2・追加、平29訓令37・一部改正)

(旅費)

第11条 隊員が公務のために出張したときは、規則の規定により旅費を支給する。

(平27訓令2・旧第8条線下)

(守秘義務)

第12条 隊員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平27訓令2・旧第9条線下)

(市の役割)

第13条 市は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の活動計画の作成
- (2) 活動に関するコーディネート
- (3) 活動地との調整及び住民への周知
- (4) 活動満了後の定住支援
- (5) その他地域おこし協力隊が円滑に活動するために必要なこと。

(平27訓令2・旧第10条線下)

(庶務)

第14条 協力隊に関する庶務は、経済・地域振興部地域振興課が行う。

(平27訓令2・旧第11条線下、平27訓令26・一部改正)

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平27訓令2・旧第12条線下)

附 則

この訓令は、平成25年5月13日から施行する。

附 則(平成26年2月25日訓令第6号)

この訓令は、平成26年2月25日から施行する。

附 則(平成26年11月28日訓令第55号)

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年1月19日訓令第2号)

この訓令は、平成27年1月19日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月17日訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日訓令第10号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月26日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月2日訓令第37号)

この訓令は、平成29年10月2日から施行する。

附 則(平成30年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第7条—第9条関係)

(平29訓令2・全改)

区分	事業内容	賃金の額	住宅・活動車の貸与
アグリサポート事業	農地保全、就農研修、特産物の創出等	日額 9,580円(3年次は、日額 9,780円)	無
都市農村交流事業	グリーンツーリズム等の交流事業の推進、都市部との農村交流、移住・就農促進、農村の魅力の発見・発信	日額 7,960円	有
地域振興事業	特産品の普及、都市との交流、情報発信等	日額 7,980円	有
畜産振興事業	豚の肥育などの養豚業務、豚肉加工品等特産品の販売及び消費拡大等	日額 7,980円	有
林業振興事業	市有林の造成や保存管理、市内の森林の保全管理、森林の持つ様々な力のPR活	日額 7,980円	有

	動、森林資源有効活用の実施等		
観光振興事業	観光の研究及び案内、観光情報の発信、特産品販売、イベント企画立案・運営等	日額 7,980円	有
北空知圏農産物学校給食等利活用促進事業	学校給食における地場産農産物及び加工品の利用拡大、新たな商品開発の推進等	日額 7,980円	有
有害鳥獣対策事業	有害鳥獣対策の計画・実施、鳥獣資源活用の企画・運営	日額 7,980円	有